

次期大阪市障がい者支援計画・大阪市障がい福祉計画の策定について

計画期間：平成27年度～29年度

現「障がい者支援計画(平成24年度から平成29年度)」

【障がい者施策の基本的な考え方】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

基本方針

- (1) 個人として尊重する
- (2) 社会参加の機会を確保する
- (3) 地域での自立生活を推進する

【計画推進にあたっての基本的な方策】

- 1 生活支援のための地域づくり
- 2 ライフステージにそった支援
- 3 多様なニーズに対応した支援
- 4 権利擁護の視点に立った取り組みの推進
- 5 支援の担い手の資質の向上
- 6 調査研究の推進

- 第1章 共に支えあって暮らすために
 ①啓発・広報の推進 ②人権教育・福祉教育の充実
 ③コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮
 ④地域での交流の推進
- 第2章 地域での暮らしを支えるために
 ①サービス利用の支援 ②相談、情報提供体制の強化
 ③虐待防止のための取り組み ④サービス等の充実
 ⑤障がいのある子どもへの支援の充実 ⑥スポーツ・文化
- 第2章の2 地域生活への移行
 I 入所施設利用者の地域移行
 ①地域移行支援の推進 ②地域定着支援の推進
 ③施設入所への対応
- II 入院中の精神障がいのある人の地域移行
 ①地域活動支援センター等との連携 ②精神科病院との連携
 ③家族及び地域住民への理解のための啓発
- 第3章 地域で学び・働くために
 ①就学前教育の充実 ②義務教育段階における教育の充実
 ③生涯学習や相談・支援の充実
 ④就業の促進⑤就業支援のための施策の展開
- 第4章 住みよい環境づくりのために
 ①生活環境の整備 ②移動手段の整備
 ③暮らしの場の確保 ④防災・防犯対策
- 第5章 地域で安心して暮らすために
 ①総合的な保健、医療施設の充実
 ②地域におけるリハビリテーション・医療の充実
 ③療育支援体制の整備
 ④精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
 ⑤難病患者への支援

【国の動向】

障害者総合支援法

- ・障がいの範囲に難病等を追加
- ・障がい支援区分の創設
- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・ケアホーム、グループホームの一元化
- ・地域移行支援の対象拡大
- ・地域生活支援事業の追加

障害者虐待防止法

- ・虐待を防止することによる障がいの自立・社会参加の促進

障害者優先調達推進法

- ・障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立促進
- ・毎年度の調達方針の策定

障害者雇用促進法

- ・法定雇用率の算定基礎の見直し

障害者差別解消法

- ・差別的取り扱いの禁止
- ・合理的配慮の不提供の禁止
- ・具体的取組を示す対応要領の策定

障害者基本計画(平成25年度～29年度)

- ・障がい者施策の基本原則等の見直し
- ・計画年の見直し(10年から5年に)
- ・施策分野の新設
(安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進。行政サービス等における配慮。)
- ・既存分野の充実、見直し
- ・成果目標の設定

第4期障害福祉計画に係る基本指針

- 1 PDCAサイクルの導入
- 2 福祉施設からの地域移行(継続)
 ・精神科病院からの地域移行(成果目標の変更)
 ・地域生活支援拠点の整備(新規)
 ・福祉施設からの一般就労(整理・拡充)
- 3 障がい児支援体制の整備(新規)
 ・計画相談の連携強化、研修、虐待防止等

次期計画における留意点

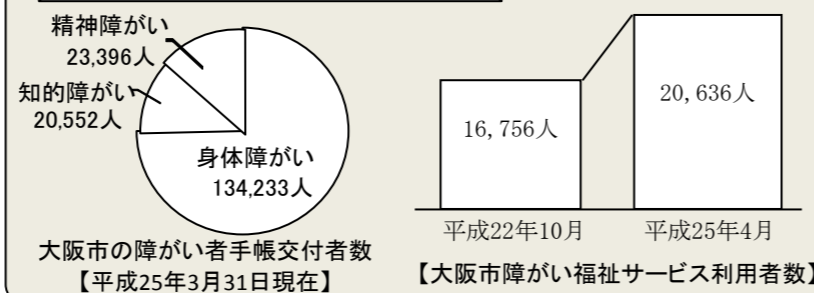
- 【1】条約・法改正について
 ・障害者権利条約の批准にかかる対応について(計画の基本理念等について)
 ・障害者総合支援法にかかる対応について(重度訪問介護の対象者拡大、共同生活介護と共同生活援助の一元化について、地域移行支援の対象者枠拡大について、障がい程度区分から障がい支援区分への変更について)
 ・精神保健福祉法に係る対応について(保護者制度について、入院制度について等)
 ・障害者優先調達推進法及び調達方針にかかる対応について
 ・障害者差別解消法にかかる対応について(権利侵害の禁止について、合理的な配慮について、相談・紛争防止等の体制整備について、啓発活動について、障がい者差別解消支援地域協議会について等)
 ・障害者雇用促進法にかかる対応について(権利条約批准への対応、法定雇用率算定基礎見直し)
- 【2】国の指針、通知その他この間の動向について
 ・平成27年度に向けた障がい福祉計画にかかる基本指針の見直し(PDCAサイクルの導入、「成果目標」「活動指標」の設定、公表について等)
 ・良質かつ適切な精神障がい者に対する医療の提供を確保するための指針案
 ・発達障がい(児)者への支援施策の推進について
 ・障がい児に対する支援に係る教育機関との連携について
 ・計画相談支援の取り組みについて
 ・今後の障がい児支援のあり方に関する検討の進め方について
- 【3】その他の留意事項について
 ・大阪市障がい者等基礎調査の結果を踏まえた検討について
 ・他都市の障がい者計画実施及び検討状況について

現「障がい福祉計画(平成24年度から平成26年度)」

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)	月あたり利用者数	10,013人	11,305人	12,540人
	月あたり利用時間	425,436時間	473,987時間	521,902時間
通所系サービス (生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続)	月あたり利用者数	8,452人	11,305人	8,949人
	月あたり利用日数	132,735日	136,464日	140,179日
居住系サービス	グループホーム・ケアホーム	1,829人	1,994人	2,174人
	施設入所支援	1,507人	1,479人	1,451人

- 1 入所施設利用者の地域移行
平成26年度末までに798人を地域生活に移行
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域移行
平成26年度末までに社会的入院者数を852人に削減する
- 3 福祉施設からの一般就労
平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する人を340人とする

【障がいのある方をとりまく現状】



次期計画策定スケジュール (予定)

- | | |
|--------------|-------------|
| 平成26年4～8月 | ワーキング会議 |
| 平成26年10月 | 障がい者施策推進協議会 |
| 平成26年11～12月頃 | パブリック・コメント |
| 平成27年2～3月頃 | 障がい者施策推進協議会 |
| 平成27年4月 | 計画公表 |